

平成14年7月16日
厚生労働省
農林水産省

第4回「食品の表示制度に関する懇談会」の議事概要について

消費者等関係者の方々からのご意見を今後の食品表示制度のあり方の検討に反映させるため、第4回「食品の表示制度に関する懇談会」を開催しました。以下のとおり、議事概要をとりまとめましたので、お知らせします。なお、議事録についてはとりまとめ次第、ホームページで公表いたします。

1. 日時 平成14年7月12日（金）09：00～12：20
2. 場所 農林水産省共用会議室D
(東京都千代田区霞が関1-3-2郵政事業庁舎2階)
3. 議事概要
別添参照
4. 今後のスケジュール
・第5回懇談会 7月30日（火）

別添

第4回食品の表示制度に関する懇談会の概要について<速報版> (平成14年7月12日)

1. 委員の出欠

委員20名中17名が出席された。

※欠席者・・・日和佐委員、松本委員、山中委員

2. 資料説明

資料3 「食品の表示制度に関する懇談会」中間とりまとめ骨子(案)

(参考資料1)米国2002年農業法の概要

資料説明の後、意見交換等が行われた。主な意見は次のとおりである。

資料説明の後討論

2. 表示の目的

- 表示の目的は、②の商品選択に役立つことが第1ではないか。その際に表示をする場合には、消費者に分かりやすいこととすべき。
- 安全と品質の表示の上での取扱いは、引き続き区分を行うことが適当とすべき。

3. 義務表示と任意表示

- 現在の義務表示の内容は、今までの歴史的に積み上げた表示の到達点であり、現行の項目を減らすべきではない。添加物については、用途名と物質名の両方が必要である。安易に簡略化すべきでない。
- 内容は積み上げてきたものであることは分かるが、技術面での進展等を踏まえ、新しいシステムを作ることが必要。聞けば分かるというシステムがあれば、添加物は用途名だけで良いのではないか。高齢化社会への対応で、大きい文字でわかりやすく書くことが必要。
- 個別の添加物などは、今の意見に賛成。監視体制にも結びついていると思うが、行政による監視や内部告発だけでなく、今後は消費者も監視体制に参加するという意味をもたせるなら、情報を積極的に求めることによって監視を行うことになるので、狭いところに無理に書くよりはいいのではないか。
- 原則は、全部表示すべき。添加物だけでなく、すべての情報を知ることが出来るようにしないといけない。本懇談会の目的は、大きな方向性を示すことと理解しており、義務表示項目の整理や表示の方法等まで決めるのは無理

である。具体的なことは、少人数の検討会を作り、時間をかけて議論すべきである。ここに示された義務表示事項は全て必要。表示面積は企業の P R 部分を省けばまだスペースがある。

- 方向性を出すだけでは不十分であり、作業グループを作り、そこでの結論を踏まえて、秋に全体で議論してはどうか。
- 今の意見に賛成。本懇談会には、国民生活センターや消費生活センター等の表示の相談窓口で現場の声を聞いている担当者がいない。表示の実務担当者も加えてワーキンググループを作る。
- 事業者への影響が大きいことから、パブリックコメントを求める必要がある。中間とりまとめを急ぎ、その後ワーキンググループを行い、本懇談会を再開してはどうか。
- 原案は、義務表示の項目を限定しようとする方向にのみ記述されているが、生産者と消費者の距離は広がる一方で、必要な情報は増加傾向にあり、表示項目を限定する方向のみで議論するのは問題。
- 現状の表示がわかりにくい。情報の押しつけにならないようにするのが大事である。あまり書き込んでもかえって消費者が迷う。食品が安全であることは大事であり、衛生的であることは当たり前である。
- 目的は商品の選択に資することが第一。安全もこの中に入っている。食衛法は供給者中心になっており、J A S 法は消費者側からの表示。両者が一本になって出てくるような表示内容がよい。
- 消費者とは何か、小児から老人まで広い。アレルギーについては、一般消費者には関係ないが、一部の人には非常に大事。ターゲットにより表示のしかたが異なってくるのではないか。
- 例えばしょう油なら大豆や小麦が入っているのは分かる。食品名を書けば自分の知恵で判断できるよう、消費者も勉強が必要。全て書くというのは、如何なものか。
- マーケティングの視点からは、メーカーは対象の購入層を決めている。対象購入者にとって必要な表示は何か、メーカーはチェックしている。
- 義務表示については、消費者を分けて考えるべきではない。ターゲットを考えるのは、任意表示。子供といつても 3 歳、 4 歳は無理で、日本語が読める年齢を対象とすべきではないか。消費者を分けると複雑になる
- 食べ物には、作り手と食べ手がある。誰も健康危害を起こしたくて食品を作っているのではなく、作り手、売り手も食べ手と同じである。消費者も自分の仲間が代わりに食品を作っているという意識がないと、食料供給は成立しない。
- 食品の過半を輸入に依存している日本において、加工食品の原材料の原産

地表示を行うことは可能か。外食、中食も表示対象とするには無理がある。

- 「全くの任意」という表現はいかがか。
- 栄養成分表示は全項目の表示が必要だが、表示面積が小さくてもカロリー表示したい場合もある。もっと弾力的にできないか。
- 加工食品の原料原産地表示は、全品目義務付けは無理だと思うが、輸入品が多い中で消費者は関心を持っている。原料も製造も信州でないのにもかかわらず信州そばと表示するのは、正しい表示なのか。
- 讃岐うどんの原料も外国産で良いのか。
- 信州そばの例からも分かるようにそのくらい表示は分かりづらい。私たちも当局に確認しながら製品として出している。
- 製造年月日表示が任意であることについても記述しておくべき。
- 品質保持期限の品質の意味が不明確。賞味期限はおいしく食べられる期限という意味で分かりやすいが。

4. 表示違反の監視、是正のための措置

- 今の人手では限界があるし、諸外国に比べても少ない。必要なところは強化すべきである。
- 青果物の検査も今の人手では限界があり、検査員を充実させるべき。
- 厚生労働省では安全が中心で、表示のみを監視する人は少ないのでないか。
- 公表の基準については、「明確にする」ではなく、「考慮する」という表現ではどうか。
- 企業がまず自主規範を持つことが大切。行動規範の作成を肯定的な文章にすることが必要。
- 自主規範はまさに企業が自主的に作るものであり、「必要」とまでは言い切れない。「企業行動規範の作成と実践が重要である」としてほしい。
- 内部告発者の保護についてふれる必要があるのでないか。
- 現在のJASマークは形骸化しているが、表示の内容を第3者が認証する有機JASマークのようなシステムは考えられないか。その認証を受ければ企業に対しては監視頻度を下げるなどの特典を与えるというのはどうか。

6. 法律・組織の見直しについて

- 選択肢の1が私の気持ちに一番近い。組織の一元化は難しく、マネジメントは、今まで通り農林水産省、厚生労働省で行う。食品表示法をつくって各法を統一する。この懇談会のきっかけは、BSE問題からであり、抜本的に見直す意欲、メッセージを国民に出すことが必要。

- この懇談会は「食品」という限定があり、「表示」という限定がある。組織を変えるのであれば、消費者政策全体の視野から行うべきで、2つも限定が付いた中では、短期的には無理である。
- 選択肢1—2と2を混ぜたものが、良いのではないか。安全と産業振興を一緒にして、一元的に表示制度を運用することは不適当。県レベルの表示監視が圧倒的に多いことも念頭に置く必要。両組織が有機的に連携することが必要である。重複項目、窓口、用語の定義など、関係省庁で現実的な対応を考えて欲しい。
- 表示について消費者の権利を規定する法律がなかったことが問題。監視の一本化は無理でも、一本化された法律の下でそれを行ふと言うことは可能ではないか。
- 県庁は地域住民には遠い存在だが、保健所や、市町村の保健センターなどの管理栄養士は、身近な存在であり、これらも活用すべきではないか。
- 食品表示法を作り、集約していくことに賛成である。食品安全委員会や食品基本法の中身は見えていないが、表示の基本はここでうたうべき。その上で今後の具体化につなげるべき。監視もすぐには無理でも、お互いに相手の制度の勉強をしていけば、時間をかけければ、ある程度一本化できるのではないか。
- 事業者サイドとしては、基準の改訂時期等も含め、一元的に運用できるシステムを作成して欲しい。法律の制定、改正には技術的な問題等があるが、我々は各省がバラバラに動かないようお願いしたい。
- 選択肢1が望ましいのではないか。その際、景表法は、食品に限られた法律ではなく性格を異にすることから、集約の対象にはならないのではないか。
- 監視が強調されているが、偽装表示が起こりにくくすることに意義がある。内部告発に頼らないシステム化の議論を支持。カロリーベースで60%も輸入に頼る中、国際的なハーモナイゼイションが必要ではないか。表示については、大きな傘は食品安全基本法に期待したい。有機的な結合で各法が各自の視点からのチェックアンドバランスを行うことが良い。重複表示の是正と統一的窓口は、是非実現を。
- 今回の問題は省庁間の連携が悪かったことが問題であり、運用上の問題である。法律が一元化していなかったことから起きた問題ではない。現在表示に注目が集まっているが、問題が起きればそれに注目してすぐに一元化するのはおかしい。表示は、いくつかの目的があってなされており、これを無視して一元化することには、チェックアンドバランスを損ない、消費者にとって逆に危ない。安全と品質は異なる軸であり、一本化することは不適切である。

- 行政組織の見直しも併せて行えばよい。
- 用語の統一、窓口の一本化、基準改正時期の整合化等についてシステムが出来れば、法律はどのような形でもよい。
- 農林水産省と厚生労働省に同じ質問をすれば、同じ答えが返ってくるルール作り、運用の解釈、監視が必要でないか。
- 大きな傘の下に位置づけ各法は別々、というのがよい。全体で管理するためには、例えば農水省の中で、安全、監視も含めて一本化するという考えもあるのではないか。
- タイミングが大事であり、当面選択肢2と3を基本において、現実に合うような方向でまとめてもらうことに賛成。

座長から、次回は、本日の意見を踏まえて事務局が作成する中間取りまとめ案を基に議論することとしたい、との発言があった。